

新型コロナウイルス感染症対策として 令和4年度も半年分の水道料金を免除します

南部町では、新型コロナウイルス感染症が町民に重大な経済的影響をもたらしている現状を鑑み、町民の生活支援を目的に水道料金を下記のとおり令和4年6月から11月までの半年間を免除します。

(免除期間) 令和4年 7月検針分 (6月～ 7月使用分)
9月検針分 (8月～ 9月使用分)
11月検針分 (10月～11月使用分)

(対象者) 南部町と給水契約を行っている世帯及び事業所
* ただし、国・県・町などの公共機関は除く

(手続) 皆様にお問い合わせのお手続きはありません。

(注意事項)

※ 水道料等使用料のお知らせについて

これまでどおり、検針時に請求予定額等が記載された「水道使用料等のお知らせ」をお届けしますが、免除期間中の請求はありません。免除額と漏水の確認をお願いします。

※ 免除期間中の漏水について

この免除期間中に漏水が確認された場合は、速やかに修理をお願いします。

* そのままにしておくと減免後に、漏水による補償が受けられずに高額な請求になる場合がありますので注意してください。

※ 令和4年度の5月検針分(4月～5月利用分)及び11月検針分(12月利用分)からの料金については、口座振替、納付書等にてお支払いください。

※ 水は貴重な資源です。大切にお使い下さい。